

# 日本青年国際交流機構 ハラスメント防止・対策に関するガイドライン

令和5年5月21日

日本青年国際交流機構幹事会決定

## 1. ハラスメント防止に関する基本ポリシー

日本青年国際交流機構（以下「IYEO」という）は、すべての会員が個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、活動ができるよう十分な配慮と必要な措置を取ります。上記目的を達成するため、IYEO は、人権に関する法令に従ってハラスメントの防止に努め、万一かかる事態が発生した場合には、これに対し迅速かつ適正な措置を取ります。

被害を受けた会員等が、安心してハラスメントの苦情を申し立て、相談を受け付けられる環境を整えます。さらにまた、IYEO は、ハラスメントの苦情に対しては、適切な調査と慎重な手続を経たうえで、厳正な対応をしますが、その際、関係者（事案の当事者の他、監督・指導の責任を負う者等、当該事案に利害関係を有する者を含む）のプライバシーの尊重と秘密厳守には特に留意します。

本ガイドラインにより、ハラスメントの定義、ハラスメント防止の理由と目的を明らかにし、ハラスメントの予防・啓発の促進に努めます。

## 2. ハラスメントの定義

本ガイドラインでいうハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいいます。

## 3. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、すべての IYEO 会員及び IYEO 活動に適用されます。

## 4. ハラスメントに関する相談窓口

ハラスメントが行われた場合に、5.で述べるハラスメント事案対応チームを相談窓口として対応します。

苦情や相談の申立については、ハラスメント事案対応チームが対応します。

## 5. ハラスメント事案対応チーム

ハラスメント事案対応チームは、具体的にどのようなケアと調整が必要か否かを公正中

立な立場で判断しなければならないものとします。ヒアリングを通してケースの選別を行い、その処理方針を決定し、問題の解決にあたります。

ハラスメント事案対応チームの具体的構成員は IYEO 会長、副会長、事務局長及び関係者の所属ブロック幹事です。

## 6. 事案の解決手続

ハラスメントに関する紛争は、IYEO における継続的人間関係及び信頼関係の維持を考慮し、当事者の合意を得て、人間関係の調整によって解決することが望ましいといえます。したがって、紛争解決にあたっては、調整手続を原則とします。

他方、調整手続にもかかわらず当事者の同意が得られず、調整が不調に終わった場合、またはハラスメントが重大な場合、被疑者の除名等を勧告することがあります。また、警察、外務省その他官公署からの要請により、必要な範囲で会員の個人情報を第三者に提供することがあります。

## 7. 苦情の申立や相談に対する不利益扱いの禁止

ハラスメントで悩み、被害を受けたと苦情を申し立てたり、相談をしたことで、被害者が、苦情の相手方から、脅迫、威圧等を受けたり、不利益な取り扱いを受けることがあってはなりません。また、該当案件に係る関係者やハラスメント事案対応チームが苦情の相手方から、脅迫、威圧等を受けたり、報復その他の不利益な行為を受けたりすることがあってはなりません。

## 8. 秘密厳守

ハラスメントの相談や苦情処理のプロセスにおいては、この手続に関与した担当者、関係者のプライバシーと秘密を守らなければなりません。本人の同意や承諾がない限り、ハラスメント事案対応チームは、その対応上知り得た情報（氏名、住所、電話番号等の個人情報のみならず、相談内容や相談事項）について、正当な理由なく漏洩してはなりません。

2019年4月10日  
2023年5月20日改訂